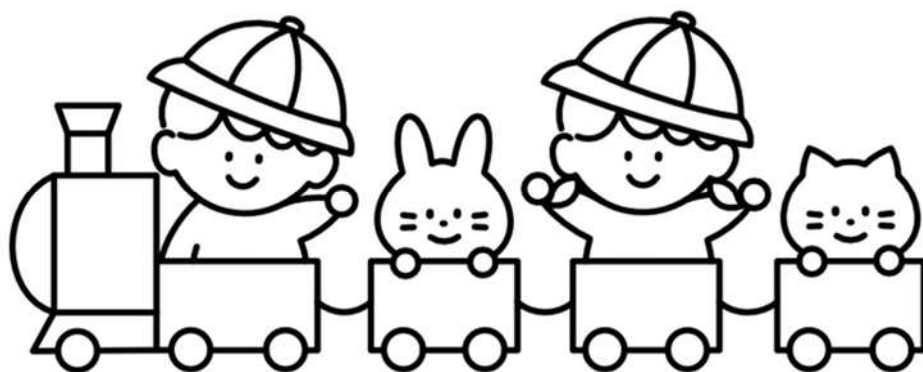


池田市立保育所等における医療的ケア 実施ガイドライン



令和8（2026）年4月

池田市 こども未来部

幼児保育課

はじめに

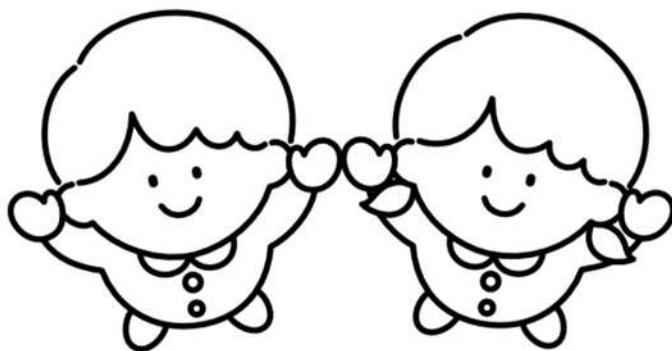
近年の医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器による呼吸管理や痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童（以下、「医療的ケア児」という。）が年々増加しています。そのため、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、令和3年6月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、「医療的ケア児支援法」という。）」が公布され、同年9月に施行されました。

この法律では、医療的ケア児とその家族の日常生活や社会生活を社会全体で支援することを基本理念とし、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する、また、保育所等は在籍する医療的ケア児に対し適切な支援を行う責務を有する、とそれぞれ明記されました。

本市では、医療的ケア児の保護者から保育所等の利用について相談があった場合に適切に対応し、医療的ケア児及びその家族が安心して保育所等を利用できるよう、保育所等において安全な受け入れを実施するための手続きや留意事項等を「池田市立保育所等における医療的ケア実施ガイドライン」にまとめました。

本ガイドラインを活用し、医療的ケア児に対する教育・保育が公平かつ平等に行われることを基本理念におき、個々の医療的ケア児の状況を踏まえ、安全で適切な医療的ケアと教育・保育が提供されるよう、保育環境を整え、関係機関と連携しながら対応してまいります。



目次

第1 基本的事項	1
1 ガイドラインの趣旨・目的	
2 用語の定義	
3 受け入れの要件	
4 対応できる医療的ケア	
5 対象年齢	
6 特に検討が必要な場合	
7 実施施設等について	
第2 医療的ケア児の入所・入園までの手続き	3
1 事前相談	
2 申請・面談	
3 保育の体験	
4 池田市医療的ケア検討委員会	
5 池田市医療的ケア検討委員会の結果通知	
6 保護者による入園または保育所等の入所申し込み	
7 入園許可書の送付（1号認定児）または保育の入所選考	
8 入園許可書または入所承諾書通知後の対応	
9 入所・入園前の個別面談	
10 主治医との面談	
11 医療的ケア実施通知書の通知	
12 同意書について	
13 医療的ケアに必要な物品等について	
参考資料：入所・入園までの流れ（パンフレットより）	
第3 医療的ケア児の入所園後の継続等について	6
1 医療的ケア児の継続について	
2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更について	
3 年度途中で新規の医療的ケアの申請があった場合	
第4 実施所園での受け入れについて	7
1 職員体制等	
2 医療的ケア児の受け入れ体制等	
3 緊急時及び災害時の対応	
4 職員の研修	
5 長期欠席について	

第5 保護者の了承事項	10
1 書類の提出について	
2 医療的ケアについて	
3 医療的ケアの体制について	
4 医療的ケアに必要な物品等について	
5 保育の参加について	
6 給食の提供について	
7 感染症について	
8 緊急時及び災害時の対応等について	
9 退所・退園等について	
10 情報の共有等について	
11 その他	

第6 様式・書式	13
☐ 医療的ケア申請書（様式第1号）	
☐ 医療的ケアに関する主治医の意見書	
☐ 医療的ケア実施承諾通知書（様式第2号）	
☐ 医療的ケア実施不承諾通知書（様式第3号）	
☐ 医療的ケア指示書	
☐ 与薬に関する主治医の指示書（定時与薬以外）	
☐ 医療的ケア実施の指導確認書	
☐ 医療的ケア実施通知書（様式第4号）	
☐ 医療的ケア・保育についての確認及び同意書	
☐ 医療的ケア終了届（様式第5号）	
☐ 医療的ケア実施終了通知書（様式第6号）	



第1 基本的事項

1 ガイドラインの趣旨・目的

本ガイドラインは、医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケア児を保育所等で受け入れるにあたり、必要となる基本的な事項や留意事項等を示すことにより、池田市において保育所等での医療的ケア児の円滑な受け入れ、在籍中の保育及び医療的ケアを安全かつ適切に行われることを目的とする。

2 用語の定義

医療的ケア：ガイドラインにおける医療的ケアとは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に定める医療的ケアであって、医師が必要と認め、医師の指導が行われた範囲で、保育所等において実施する身体機能の維持や健康の保持のために必要不可欠な行為をいう。

医療的ケア児：ガイドラインにおける医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であって、保育所等に在籍している、または在籍する見込みのある児童をいう。

3 受け入れの要件

（1）保護者の就労等の理由により、保育所及び認定こども園で保育を行うことが必要であると認められること（保育の必要性の認定）。4歳児以上については、教育認定を含む。

（2）池田市医療的ケア検討委員会（以下、「検討委員会」という。）において、保育所及び認定こども園での集団保育が安全に実施することが可能と認められること。

（3）日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行なわれていること。

（4）保育所及び認定こども園での受け入れ体制（人員配置や施設環境）が整えられていること。

（5）必要に応じて受診同行や面談等で、主治医と連携を図ることができること。

4 対応できる医療的ケア

対応できる医療的ケアは、日常生活に不可欠な生活援助行為であり、恒常的に必要とされる、以下に定める医療的ケアとする。

※教育・保育施設において看護師が当該医療行為を行うことに支障がないと主治医の意見があり、検討委員会で認めた児童で、医療的ケアを行う看護師（以下、「担当看護師」という。）が主治医から指示や指導を受けた範囲で医療的ケアを実施する。安全確保のために保育士または保育教諭等も保育・教育中の児童の見守りや医療行為に該当しない範囲での補助等を担当看護師と協力しながら進めていく。

医療的ケアの内容
経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
吸引（口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内）
酸素療法
吸入（薬剤調合が必要な場合）
導尿
血糖値測定・インスリン注射

備考 その他の医療的ケアの内容については、検討委員会で検討する。

5 対象年齢

利用する年度の4月1日時点において1号認定児は、4歳以上、2・3号認定児は1歳以上であること。

6 特に検討が必要な場合

- （1）連続的、継続的な容態の観察や処置がある
- （2）日常的に他児から隔離する必要がある
- （3）頻繁に入退院を繰り返している

上記に当てはまる場合は医療的ケア検討委員会にて検討し、保育所等で集団保育が安全にできないと判断された場合、医療的ケアの実施が不承諾となる可能性がある。

7 実施施設等について

（1）実施施設

池田市立保育所及び池田市立幼保連携型認定こども園とする。

（2）利用定員

各施設若干名とする。

（3）医療的ケアの実施者

原則として、担当看護師が医療的ケア児に対して主治医の指示に基づいた方法で医療的ケアを実施する。

ただし、施設長・保育教諭・保育士等が「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）附則第3条に規定する認定特定行為業務従事者（以下、「従事者」という。）である場合は、同条に定める特定行為を実施することができる。

（4）保育を行う時間

- 1）平日（月～金曜日）の午前9時から午後5時までを基本とする。1号認定児については、平日（月～金曜日）の午前9時から午後2時までを基本とする。

上記保育時間以外の時間帯の保育は、主治医の指示のもと医療的ケア児に必要となる医療的ケアの回数・時間等を踏まえ、幼児保育課、施設長、担当看護師及び保護者と相談の上、決定する。

- 2）原則土曜日は保育を行わない。ただし保育所等が行事等で必要とした日は、施設長が保護者と相談の上保育を行う。

第2 医療的ケア児の入所・入園までの手続き

医療的ケアの申請は年に1回とする。申請は前年度の8月末を期限とする。また、入所・入園時期は4月とする。

医療的ケア児の入所・入園までの手続きは次の通りとする。

1 事前相談（概ね5月～7月）

（1）保育が必要な児童の疾病等の状況、家庭での様子や医療的ケアの内容、主治医から集団保育可の指示の有無について確認を行うとともに、本ガイドラインに基づき、受け入れの手続きの流れや保育環境、保育所等において対応できる医療的ケアの実施内容等について説明を行う。

（2）医療的ケア児の申請に必要な「医療的ケア申請書」及び「医療的ケアに関する主治医の意見書」等の医療的ケア児の入所・入園申し込みに必要な書類について説明を行う。

2 申請・面談（8月末の開庁日まで）

（1）「医療的ケア申請書」「医療的ケアに関する主治医の意見書」を幼児保育課が受理する。

（2）提出された必要書類をもとに、保護者から児童の疾病等の状況、生活の様子、医療的ケアの手技について必要に応じて確認する。

3 保育の体験（9月頃）

医療的ケア児の健康状態や医療的ケアの状況、保育中の様子確認のため、状況に応じて希望する施設で体験保育を実施する。

4 池田市医療的ケア検討委員会

池田市立保育所等における医療的ケア実施要綱（以下、「要綱」という。）第13条に基づき、検討委員会を開催し、「医療的ケア申請書」「医療的ケアに関する主治医の意見書」等により児童の状況等を確認し、保育所及び認定こども園における医療的ケアの実施の可否及び内容並びに実施にあたって必要となる職員配置、施設設備の整備等に関して協議・決定する。

5 池田市医療的ケア検討委員会の結果通知

検討委員会の審議結果を受け、「医療的ケア実施承諾通知書」または「医療的ケア実施不承諾通知書」を保護者に通知する。

6 保護者による入園または保育所等の入所申し込み

（1号認定児は10月の月初平日3日間、2号・3号認定児は10月中旬～10月末の開庁日）

2号認定児及び3号認定児の保育所等入所申し込み時、「保育所等利用調整申込書兼児童台帳」「子どものための教育・保育給付認定申請書」「家庭状況調査書」「就労証明書または保育実施理由証明書」等を受理する。また、1号認定児の入園申し込みでは「入園願書」「家庭状況調査書」「教育・保育給付認定申請書」を受理する。

7 入園承認書の送付（1号認定児）または保育の入所選考

利用調整の方法については、以下のとおりとする。

①優先順位は、以下の【ア】～【ウ】の方法により、各申込者の第一希望施設から決定する。第一希望施設の入所者が決定した後、なお第2希望施設に空き枠がある場合は、第2希望施設の優先順位を決定する。第3希望施設以降も、希望施設の空き枠が無くなるまで同様の方法とする。

【ア】希望施設ごとにクラス年齢が高い順に優先とする。

■優先順位の決定の方法①

申込者	認定	順位
A 5歳児クラス	1号認定児	1位
B 3歳児クラス	2号認定児	2位
C 1歳児クラス	3号認定児	3位

【イ】同一クラスの年齢における優先順位は、保育認定子ども（2・3号認定児）と教育認定子ども（1号認定児）の区分ごとに決定する。

保育認定子ども（2・3号認定児）は、本市の「池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則」に基づき優先順位を決定し、教育認定子ども（1号認定児）は、本市の「池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則」に基づき優先順位を決定する。

【ウ】【イ】により決定した保育認定子ども（2・3号認定児）と教育認定子ども（1号認定児）の準備が同順位である場合は、抽選により優先順位を決定する。

■優先順位の決定方法②③

申込者	認定	点数等	順位	
A 5歳児クラス	1号認定児		1位	
B 4歳児クラス	1号認定児	選考1位	2位	抽選
C 4歳児クラス	1号認定児	選考2位	4位	
D 4歳児クラス	2号認定児	43点	2位	抽選
E 4歳児クラス	2号認定児	41点	4位	
F 2歳児クラス	3号認定児	38点	6位	
G 1歳児クラス	3号認定児	42点	7位	
H 1歳児クラス	3号認定児	40点	8位	抽選

(1) 利用調整の結果、内定した場合は、保護者に「保育所等利用調整結果通知書兼保育所等入所承諾書」を送付する。

(2) 利用調整の結果、保留となった場合は、保護者に「保育所等利用調整結果通知書兼保育所等入所保留通知」を送付する。

(3) 「医療的ケア申請書」「医療的ケアに関する主治医の意見書」の有効期間は実施年度末までの最長1年とする。

8 入園承認書または入所承諾書通知後の対応

保護者に主治医が記載した「医療的ケア指示書」、「与薬に関する主治医指示書（定時与薬以外）」（定時与薬以外の与薬が必要な場合）等の提出を依頼する。

9 入所・入園前の個別面談

施設長及び看護師、保育士または保育教諭は医療的ケア児の入所・入園に向けて、保護者から具体的な健康状態や医療的ケア依頼内容について確認を行う。

10 主治医との面談

保育所等は、主治医とのカンファレンスまたは受診の同行等により、医療的ケアの実施方法等の確認を行う。また医療的ケアの実施手順等の具体的な指導を受け「医療的ケア実施の指導確認書」を作成する。

11 医療的ケア実施通知書の通知

「医療的ケア実施の指導確認書」の確認をもって、「医療的ケア実施通知書」を保護者に通知する。

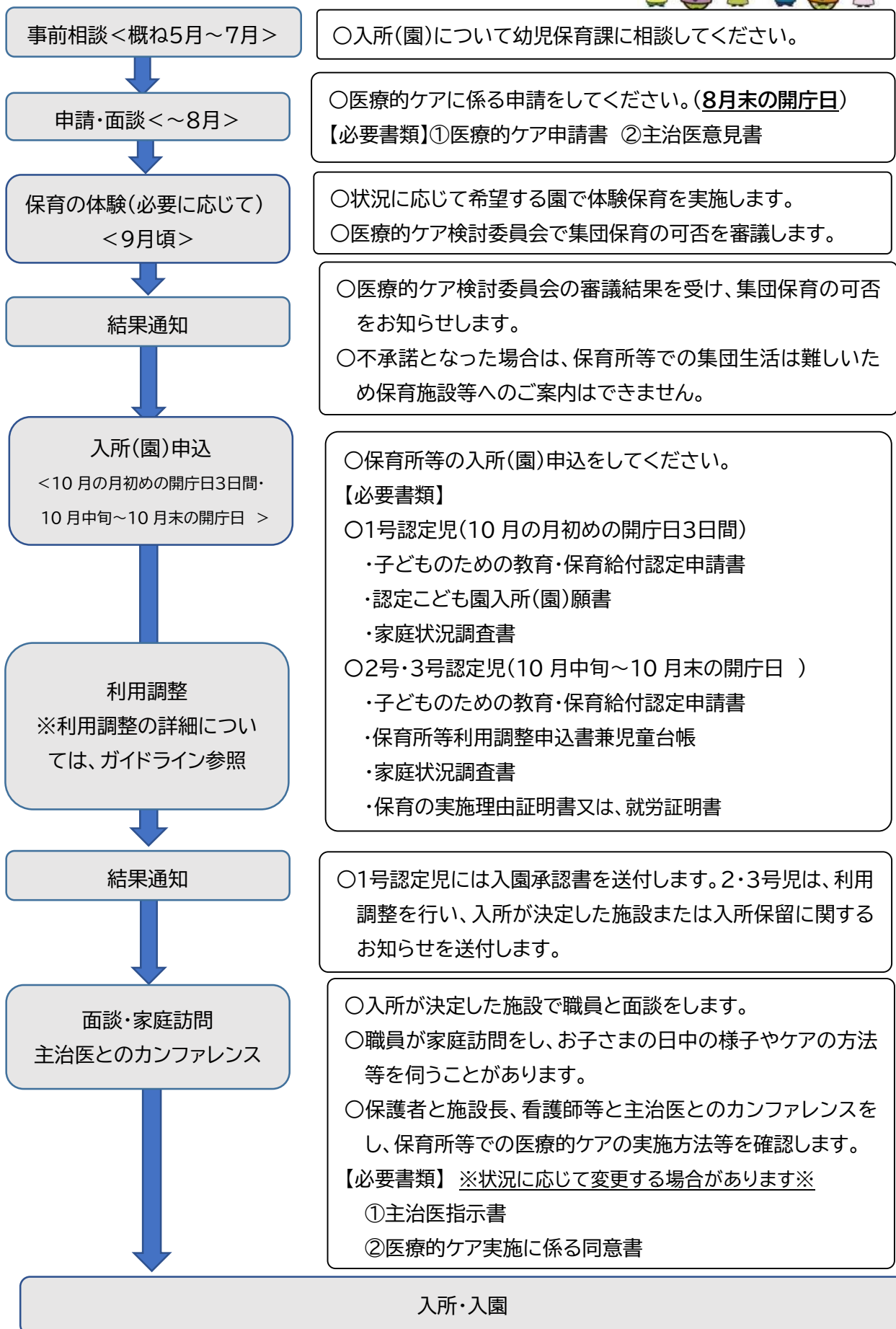
12 同意書について（入園日までに取り交わす）

施設長は保護者と面談を行い、「医療的ケア・保育についての確認及び同意書」等確認を行う。同意書を取り交わすまでは保育の実施は出来ない。

13 医療的ケアに必要な物品等について

医療的ケアの実施に必要な医療機器及び消耗品等は、医療的ケア児の保護者が準備すること。

参考資料：入所・入園までの流れ（パンフレットより）



第3 医療的ケア児の入所園後の継続等について

1 医療的ケア児の継続について

(1) 医療的ケアを実施する期間は、実施年度末までとする。医療的ケアの継続は、年度ごとに「医療的ケア申請書」及び「医療的ケア指示書」の提出を依頼する。

(2) 提出された「医療的ケア指示書」の確認をもって「医療的ケア実施通知書」を保護者に通知する。

(3) 医療的ケア内容が大きく変更する場合は、再度検討委員会において協議をする。

2 受け入れ後における医療的ケアの内容変更について

(1) 受け入れ後、医療的ケアの内容が変更、または実施する医療的ケアの一部が終了となった場合は、「医療的ケア申請書」及び「医療的ケア指示書」の提出を求める。また、必要に応じて検討委員会等において協議・決定し、実施手順等の具体的な指導を受け、「医療的ケア実施の指導確認書」を作成する。なお、軽微な変更（医療的ケア実施時間の変更等）の場合、検討委員会の開催及び「医療的ケア実施の指導確認書」の作成は省略する。

変更後の「医療的ケア指示書」の提出及び検討委員会の協議結果が出るまでは、従前の「医療的ケア指示書」に基づく医療的ケアを行う。

児童の状態等により、従前の「医療的ケア指示書」では対応できない場合は、児童の安全を最優先として自宅での待機を依頼する。ただし、保護者が同伴し、保護者の責任のもと、変更後の医療的ケアの内容を実施することは可能とする。

(2) 新規の医療的ケアの実施が必要となった場合は、検討委員会を開催し、「医療的ケア申請書」「医療的ケアに関する主治医の意見書」等により児童の状況等を確認し、当該保育所等における医療的ケアの実施の可否及び内容、実施にあたって必要となる職員配置、施設設備の整備等について協議・決定する。検討委員会の協議結果を受けて実施手順等の具体的な指導を受け、「医療的ケア実施の指導確認書」を作成し、保育所等における医療的ケアを実施する。ただし、在籍所園において設備や体制が整わない場合、その児童の安全を最優先として、自宅での待機を基本とする。

(3) 病状の緩解などにより、医療的ケアが全て必要ではなくなる場合、保護者に「医療的ケア終了届」及び「医療的ケアに関する主治医の意見書」の提出を依頼する。保護者から提出された書類に基づき、「医療的ケア実施終了通知書」を送付する。なお、「医療的ケアに関する主治医の意見書」は後日の提出を可とする。

3 年度途中で新規に医療的ケアの申請があった場合

在籍児において新規に申請があった場合は、検討委員会を開催し、「医療的ケア申請書」「医療的ケアに関する主治医の意見書」等により児童の状況等を確認し、当該保育所等における医療的ケアの実施の可否及び内容、実施にあたって必要となる職員配置、施設設備の整備等について協議・決定する。検討委員会の協議結果を受けて保育所等における医療的ケアを実施する。ただし、在籍所園において設備や体制が整わない場合、その児童の安全を最優先として、自宅での待機を基本とする。

第4 実施所園での受け入れについて

集団保育の開始にあたり医療的ケア児が安心して、また安全に過ごせるように受け入れ体制等の整備を進める。子どもの負担を出来る限り軽減し、所園が子どもの状況を把握する中で受け入れ環境を整えるため準備期間を設定している。

また看護師を配置し医療的ケアの対応をする前に、所園及び子どもの状況に応じた調整を行う。なお集団保育の実際の開始時期については、個々の子どもの状況によって異なる。

1 集団保育開始までの準備期間

疾患などについては多種多様であり個々の状態についても違いがある。また生活の場としても家庭と集団では大きな違いがある。集団保育の中で実施する医療的ケアについては他の子ども達との関わりや医療的ケア児が集団保育の環境に慣れることも含め、安全かつ負担とならないよう進めることが大切である。

子ども・保護者・看護師・所園全体で相互に負担がなく安全で楽しく過ごせるようにこどもの普段の状態や集団でのこどもの様子を保護者と所園の職員（保育士、看護師等）が確認をしながら保育内容や時間を調整していくようにする。

子どもが慣れるための準備期間（保護者同伴）は、子どもの状況によるが約1～2か月かかる場合がある。

2 職員体制等

（1）保育中の医療的ケアは、原則担当看護師が行なうものとする。担当看護師は、所園に配置されている看護師とは別に配置する。健康観察は担当看護師と保育士または保育教諭等が連携して行う。

（2）担当看護師が突発的な事象ややむを得ない事情により不在の場合、保護者に医療的ケアの実施について協力を依頼する場合や、所園での受け入れが出来ない場合がある。

（3）入所・入園直後は児童の状況に応じて、短時間保育の実施や保護者の付き添いを依頼する。

3 医療的ケア児の受け入れ体制等

（1）医療的ケア実施に関する情報の共有

保育所等は、「医療的ケアに関する主治医の意見書」「医療的ケア指示書」等の内容を確認し、主治医の助言、指導を受けて医療的ケアを実施する。医療的ケアに関する情報は、施設長、看護師及び保育士または保育教諭等職員間で共有する。

（2）保育所等関係者の役割

1）児童が保育所等内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるよう、施設長・看護師・保育士または保育教諭等の職員、主治医・嘱託医等が連携する。

2）施設長は、児童の保育及び医療的ケアを安全に実施するためのマネジメントを行う。

3）保育士または保育教諭は、担当看護師及び保護者と連携して日々の児童の健康状態を情報共有、把握しながら集団保育を行い、保育所等の生活状況を保護者に共有、報告する。

4) 担当看護師は、保育士または保育教諭及び保護者と連携して健康状態を把握する。主治医等の指示書に基づき、保護者の理解及び同意の上、保育士または保育教諭と相互に協力し、安全に医療的ケアを実施する。医療的ケアの実施状況と健康状態について保護者に報告する。

5) 栄養士は、給食に関する主治医の指示を把握し確認する。看護師、保育士または保育教諭、調理師と連携し、児童の状況に合わせた調理形態を保護者と共有し、調理師に調理指示を行う。

6) 調理師は、栄養士の指示のもと、児童に適切な形態で安全で衛生的に食事を提供する。

7) 嘱託医は、入所・入園前健診・定期健診において児童の健康状態を観察し、保育所等の職員に対し指導、助言を行う。

8) 心理相談員は、必要に応じて職員に対して保育内容や保護者への支援について助言を行うと同時に、保護者からの子育てや子どもの発達等についての相談に対応する。

(3) 実施環境の整備

1) 医療的ケアを実施する場所は、衛生面、安全面、児童のプライバシー等に留意し、適切な環境を確保する。

2) 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者と施設において相互に確認の上、衛生的かつ安全に保管・管理する。

3) 給食の提供について、保育所等の調理において特別な配慮が必要な場合は、施設長、栄養士及び調理師と協議の上、弁当持参等（経管栄養の栄養剤の提供を含む）の依頼または、保育室等で食事形態の調節及び提供を安全かつ衛生的に行う。

(4) 文書管理

医療的ケアの実施に関する書類は、保育所等において必要期間保管する。

4 緊急時及び災害時の対応

(1) 緊急時対応については事前に保護者と十分確認し、同意を得ておく。

(2) 緊急時の対応は、必要に応じて保育所等と保護者で取り決めた内容に沿って対応する。

(3) 怪我やチューブ類の抜去時等、受診の必要がある場合は保護者と事前に確認した対応方法で対処し、医療機関を受診した場合は、幼児保育課へ報告を行う。

(4) 災害時に備え、受け入れに際しての確認事項として、非常食や医薬品、医薬材料の備蓄、医療機器のバッテリーの確保等に関して、保護者や主治医と確認しておく。

(5) 災害時、電話等が不通で連絡が取れない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応について、保護者と確認しておく。

(6) 緊急時は迅速な情報の提供が必要となるため、消防署や関係機関へ個人情報等を共有する。

5 職員の研修

児童の発達過程や疾病の状況等を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、医療的ケア児に関わる可能性がある職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努める。

6 長期欠席について

入院等の長期欠席後、通園が可能となった場合は、保育所等における集団保育の再実施について、必要に応じて主治医に意見を求める。



第5 保護者の了承事項

所園における医療的ケアの実施には保護者の理解や協力が不可欠である。受け入れ可能性の検討や医療的ケアの実施に向けて、次にあげる事項について協力と理解及び了承が必要となる。

1 書類の提出について

(1) あらかじめ主治医を受診し、保育において児童に必要な医療ケアについての「医療的ケアに関する主治医の意見書」及び「医療的ケア指示書」を提出すること。保育所等の担当看護師等が保護者の受診時に同行し、主治医等と相談を行う場合があること。保護者は施設長と面談を行い、同意書等の確認を行うこと。

(2) 保護者は、医療的ケアの内容に変更があった場合には、その内容を速やかに保育所等の施設長へ報告するとともに、「医療的ケア申請書」「医療的ケア指示書」その他必要な書類を提出すること。

(3) 保育所等の入所・入園申し込み等の手続きにあたり、主治医が作成する文書等にかかる費用は保護者が負担すること。

2 医療的ケアについて

(1) 保育所等では「医療的ケア指示書」「医療的ケア実施の指導確認書」に基づいて、医療的ケアを行うこと。

(2) 定期的なチューブやカニューレ等の医療器具の交換等は保護者の管理のもと自宅もしくは医療機関で行うこと。

3 医療的ケアの体制について

(1) 保育中の医療的ケアは、原則担当看護師が行うこと。担当看護師は、所園に配置されている看護師とは別に配置すること。健康観察は看護師と保育士または保育教諭等が連携して行うこと。

(2) 担当看護師は所園に配置されている看護師とは別に配置することから、担当看護師の配置ができるまでの間、自宅での待機を依頼する。なお、この場合には担当看護師の配置が完了するまでの期間、保育料及び給食費を免除する場合があること。

(3) 担当看護師が突発的な事象ややむを得ない事情により不在の場合、保護者に医療的ケアの実施について協力を依頼する場合や、所園での受け入れが出来ない場合がある。

(4) 入所・入園直後は児童の状況に応じて、短時間保育や保護者の付き添いを依頼する場合があること。

(5) 医療的ケア担当看護師の変更が発生した場合、安全に医療的ケアを実施するための準備が整うまでの間、医療的ケアの対応について保護者に協力を依頼する場合があること。

4 医療的ケアに必要な物品等について

(1) 医療的ケアの実施に必要な医療機器及び消耗品等は保護者が費用を負担して提供し、必要な補充や点検整備を行うこと。(保育所等に過失等責任がない破損や紛失等による再度の用意を含む。)

(2) 保育所等の行事等における、特別な移動手段や配慮が必要となった場合の費用については、保護者が負担すること。

(3) 医療的ケア実施後の物品や廃棄物は保護者が毎日すべて持ち帰ること。

(4) 登所・登園時、保護者と職員で持ち物(医療的ケアの物品・消耗品等)の確認を行い、不備がある場合には持ち物が整うまで所園での受け入れはできないこと。

5 保育の参加について

(1) 登所・登園前に健康観察を行い、日々の健康状態について所園への伝達を行うこと。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違い、体調が悪いときには保育所等の利用を見合わせることを。

(2) 保育時間中において、発熱、下痢、嘔吐、痙攣等の体調不良または感染症の疑いがある場合は、保護者等に連絡するため、必ず連絡が取れるようにすること。

(3) 送迎は保護者もしくは保護者が依頼し医療的ケア児の状態を理解している方が行うこと。保護者以外の方の送迎に関してはあらかじめ保育所等に連絡すること。

(4) 保育所等行事等について、活動内容や児童の状況を踏まえ、安全が確保できない場合には、活動等を制限する場合があること。

6 給食の提供について

(1) 給食の提供について、必要に応じて給食の提供についての協力を行うこと。

(2) 給食の提供について、保育所等の調理において特別な配慮が必要な場合には、弁当持参等(経管栄養の栄養剤を含む)を依頼することがあること。

7 感染症について

(1) 集団保育の場では、感染症にかかるリスクが高くなることが予想されるため、主治医と相談し、病状に問題がなければ予防接種を計画的に受けること。

(2) 所園内で感染症が発生した場合には、所園からの情報により登所・登園について保護者と保育所等で相談し、感染症の流行期の登所・登園に関しては主治医等を受診して判断すること。また、保育所等の判断で登所・登園を控えてもらう場合があること。

(3) 看護師や保育士または保育教諭等が必要と認める場合には主治医等を受診すること。なお、その費用は保護者負担とすること。

8 緊急時及び災害時の対応等について

(1) 緊急時に備えて、保護者は連絡手段の確保を行うこと。緊急時は保護者に連絡の上、保護者が指定する医療機関を受診すること。チューブ類の抜去時は、保育所等と保護者及び主治医または嘱託医と相談の上、保育を継続するか協議すること。そのためあらかじめ主治医と相談し、近隣で相談や処置が可能な医療機関を確保すること。

(2) 緊急性があると保育所等が判断した場合、救急搬送を要請し、保護者が指定する医療機関での受け入れが困難な場合は、対応可能な医療機関への搬送を依頼すること。その際の受診に関する必要な費用等は保護者負担となること。また救急搬送の要請後は所園での保育は行わないものとする。

(3) 緊急時又は災害時対策として、保護者と相談の上、医療機器（酸素ボンベなど）、衛生用品、医薬品、栄養剤（経管栄養の場合）等を持参し所園に保管すること。

9 退所・退園等について

(1) 児童の病態の変化等により、「医療的ケア指示書」で依頼された内容以外の医療的ケアが必要になり、集団保育が困難であると検討委員会が判断した場合は退所・退園等となること。

(2) 保育所等は、恒常的に保育が必要な場合に在籍することができるため、2号認定児及び3号認定児は、病気療養等のため最長2か月以上連続して登所・登園しない月が続いた場合は原則として退所・退園となること。（児童の入院等により登所・登園できない場合は除く。）

10 情報の共有等について

(1) 医療的ケア児に対して安心安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について、保護者同意の上で関係機関等に意見を求め共有すること。

(2) 医療的ケアが必要な児童の状況について、安全に集団保育を実施するために必要な情報は、保護者同意の上で他の児童の保護者との間で共有する場合があること。

11 その他

その他、必要に応じ保育所等との間で取り決めた事項を遵守すること。



第6 様式・書式

☐ 医療的ケア申請書（様式第1号）

保護者は、市から医療的ケア児の入所・入園に関する説明を受け、医療的ケアの内容及び方法等を記載し、幼児保育課へ提出する。

☐ 医療的ケアに関する主治医の意見書

主治医が児童の健康面や生活する上での配慮事項等について明記する。保護者は主治医に記入を依頼し、幼児保育課へ提出する。

また医療的ケアが必要ではなくなる場合も、保護者は主治医に記入を依頼し、幼児保育課へ提出する。

☐ 医療的ケア実施承諾通知書（様式第2号）

医療的ケア検討委員会の審議結果を受け、保護者へ送付する。

☐ 医療的ケア実施不承諾通知書（様式第3号）

医療的ケア検討委員会の審議結果を受け、保護者へ送付する。

☐ 医療的ケア指示書

主治医が児童の医療的ケアの内容及指示内容を明記する。保護者は主治医に記入を依頼し、幼児保育課へ提出する。

☐ 与薬に関する主治医指示書（定時与薬以外）

所園にて定時与薬以外の与薬の指示がある場合、保護者は主治医に記入を依頼し、幼児保育課へ提出する。

☐ 医療的ケア実施の指導確認書

医療的ケア実施に向け、保護者の了承のもと保育所等は児童の受診に同行する等により、医療的ケアの実施手順等の指導を受け作成し、幼児保育課に提出する。

☐ 医療的ケア実施通知書（様式第4号）

医療的ケア指示書の提供と主治医の面談に基づき、保護者に対して保育所等で実施する医療的ケアについて通知する。

☐ 医療的ケア・保育についての確認及び同意書

保育所等は医療的ケア実施に向け、医療的ケアや保育、緊急時の対応について確認する「医療的ケア・保育についての確認及び同意書」を作成し、幼児保育課に提出する。

□ **医療的ケア終了届（様式第5号）**

医療的ケアが不要となった場合、保護者は幼児保育課へ「医療的ケアに関する主治医の意見書」と共に「医療的ケア終了届」を提出する。

□ **医療的ケア実施終了通知書（様式第6号）**

児童の医療的ケアが終了した場合に「医療的ケア実施終了通知書」を保護者に送付する。